

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2016 年一般入学試験（前期募集，地方）－

試験科目：民法（担当：法科大学院 教授 前田順司）

1 出題趣旨

試験問題は，典型契約である売買契約に伴う基本的な法律関係の理解を問うものである。

設問 1 については，売買代金支払の履行期が過ぎても売買代金の支払がない場合に，売主は売買代金を回収するためにどのような請求をすることができるか，他方，買主はどのような反論ができるかという売買契約の効力に関する基本的な法律問題を問うものであり，売主 A は，売買契約に基づき売買代金 5000 万円の請求を行い，買主 B は，鋼材の提供があるまで売買代金の支払を拒むとの同時履行の抗弁権を行使できるとの解答を求めるものである。

設問 2 は，買主 A が売買代金の支払を求めるのではなく，売買契約の解除を行う場合の法的根拠並びに解除権発生の要件及び A，B においてそれぞれ主張すべき要件について問うものであり，債務不履行の内容及び解除ができる場合の要件について正しく理解し，更には要件に当てはまる具体的事実が何かを理解しているかどうかを問うものである。

買主 B において，履行期が過ぎても売買代金の支払がないのは，債務不履行のうち履行遅滞に当たるから，売主 A は，民法 541 条により履行遅滞による債務不履行を原因として催告解除ができるところ，まず履行遅滞の要件として，①履行が可能なこと，②履行期を経過したこと，③履行期に履行がないこと，④遅滞が違法であること，⑤債務者の帰責事由を挙げ，次に，民法 541 条の催告解除の要件として，⑥履行の催告をしたこと，⑦相当期間が経過したこと，⑧相当期間経過後解除の意思表示をしたことを挙げ，上記の各要件について，売主 A が主張すべき要件（②，④，⑥から⑧）と買主 B が主張すべき要件（①について履行が不能であること，③について履行があったこと，⑤について帰責事由の不存在）に分けて，その具体的事実を記載する必要がある。なお，④については，双務契約における同時履行の抗弁権の存在効果により，A において民法 493 条により鋼材の履行の提供を行っており，B には同時履行の抗弁権が存在せず，遅滞が違法であることを主張する必要がある。

2 採点実感

設問 1 については，おおむね良好な出来であった。少数の

答案において、民法415条に基づく債務不履行による損害賠償請求を行うことにより売買代金を回収するとの解答があったが、売買契約を解除しない限り、売買代金債権は存在しており、売買代金相当額については損害とはならず、民法415条に基づく債務不履行による損害賠償請求を行使できない。また、設問1は、出題趣旨のとおり、売買契約の法的性質に基づき単純な解答を求めるものであるが、自分でいろいろな場面を設定して不要な議論を展開している答案がかなりあった。

設問2のうち(1)については、ほとんどが正解であった。本試験問題のうち主要な問題は設問2(2)と(3)であったが、これについては残念ながら出来があまりよくなかった。

(2)について、民法541条による解除の要件は記載しているが、その前提となる履行遅滞の要件まで記載している答案は少数であった。また、各要件の主張責任の分担、各要件について具体的に何を主張すべきかについて十分理解している答案は少なかった。

契約に基づいて何を請求できるか、債務不履行があった場合、契約をそのままにして何を請求できるか、契約を解除して何を請求できるかという点は、債権総論、債権各論の基本的な法律問題であるので、きちんと整理して理解しておく必要がある。

3 学習方法

民法の基礎的な論点を理解するためには、まず条文の規定をきちんと覚え、その条文が何を規定しているかを考え理解することが一番の基本である。そして、判例によってその条文の例外とされている事情があるのであるならばそれを学習する必要がある。今回の試験問題は、契約に基づく履行請求、履行遅滞による債務不履行を原因とする解除の場合の要件という民法の基礎的な論点を問うものである。十分な解答ができなかった者は、もう一度基本に立ち返って勉強する必要がある。そのためには、一定の教科書を決めて、それを読みこなし自分のものにすることが大切である。教科書は、自分が読みやすいものでいいが、一般論としては、民法の解釈についての通説的な理解や客観的な判例学説の状況をコンパクトにまとめているものが学生にとっては分かりやすいであろう。

また、試験の解答作成に当たっては、聞かれていることが何かをよく検討した上で、そのことに真正面から答えることが肝要である。自分の思い込みで勝手な論点を作り出し、それに解答をするということではいけない。解答の作成に当たっては、その解答の根拠となる条文を記載し、また、キーワードとなる言葉を必ず使用するよう心掛ける必要がある。